

(下線は、改正箇所)

全ての人間が固有の尊厳を有し、かつ、基本的人権を享有することは、人類普遍の原理であり、世界人権宣言及び日本国憲法の理念とするところである。

かかる理念を社会において実現することは、私たち全ての願いであり、また責務でもある。

しかしながら、この地球上においては、今日もなお、社会的身分、人種、民族、信条、性別、障害があること等に起因する人権侵害が存在しており、また、我が国においても人権に関する諸課題が存在している。

さらに、私たち一人ひとりが人権を行使するに当たっては、社会の構成員としての責任を自覚し、かつ、他者の人権の尊重を念頭に置くべきであるという道理を、より一層浸透させていかなければならないという課題も存在している。

人権尊重の機運が国際的にも高まる中で、大阪が世界都市として発展していくためにも、私たち一人ひとりが命の尊さや人間の尊厳を認識し、全ての人の人権が尊重される豊かな社会を実現することが、今こそ必要とされている。

私たち一人ひとりが、こうした人権尊重の社会づくりを進めるために、たゆまぬ努力を傾けることを決意し、この条例を制定する。

(目的)

第一条 この条例は、人権尊重の社会づくりに関する府、府民及び事業者の責務を明らかにするとともに、府民の人権意識の高揚を図るための施策及び人権擁護に資する施策（以下「人権施策」という。）の推進の基本となる事項を定め、これに基づき人権施策を実施し、もって全ての人の人権が尊重される豊かな社会の実現を図ることを目的とする。

(府の責務)

第二条 府は、前条の目的を達成するため、施策を実施するに当たって人権尊重の社会づくりに資するよう努めるとともに、人権施策を積極的に推進するものとする。

2 府は、人権施策の推進に当たっては、国及び市町村との連絡調整を緊密に行うとともに、市町村、事業者及び府民との協働により、人権尊重の社会づくりを積極的に推進するための体制を整備するものとする。

(府民の責務)

第三条 府民は、人権尊重の社会づくりの推進について理解を深めるとともに、府が実施する人権施策の推進に協力するよう努めるものとする。

(事業者の責務)

第四条 事業者は、人権尊重の社会づくりの推進について理解を深め、その事業活動を行うに当たり、人権尊重のための取組を推進するとともに、府が実施する人権施策の推進に協力するよう努めるものとする。

(基本方針の策定)

第五条 知事は、人権施策を総合的に推進するために必要な事項を定めた基本方針を策定しなければならない。

2 知事は、前項の基本方針を策定し、又は変更するときは、あらかじめ大阪府人権施策推進審議会（以下「審議会」という。）に諮問の上、その答申を添えて府議会の意見を聴かなければならない。

3 知事は、前項の意見を勘案した上で、第1項の基本方針を策定し、又は変更しなければならない。

(審議会への諮問等)

第六条 審議会は、人権施策の推進に関し、知事の諮問に応じ、意見を述べることができる。

2 審議会の会議は、原則として公開とする。

附 則

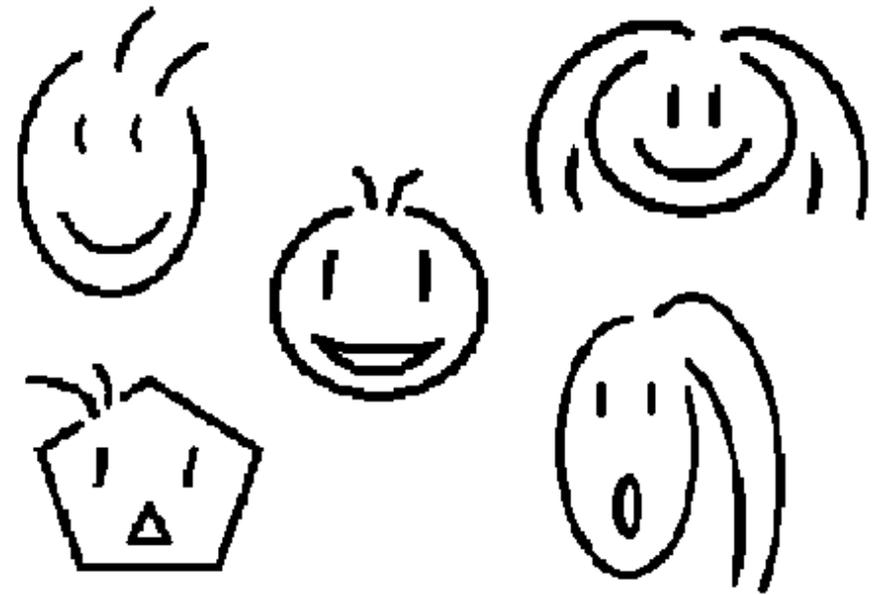
(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

2 略



大阪府人権尊重の社会づくり条例 改正しました 令和元年10月30日施行



府民文化部人権局人権企画課

〒559-8555 大阪市住之江区南港北1-14-16

大阪府咲洲庁舎（咲洲コスモタワー）38階

大阪府人権尊重の社会づくり条例

検索

大阪府人権尊重の社会づくり条例の改正ポイント

私たち一人ひとりが命の尊さや人間の尊厳を認識し、全ての人の人権が尊重される豊かな社会を築きましょう。

条例改正のあらまし

人権尊重の社会づくり条例がめざす、全ての人の人権が尊重される豊かな社会を実現するためには、私たち一人ひとりの取組が必要です。

そのため、今回、条例を改正し、府民や事業者の皆さんの責務を規定しました。

Q 1

なぜ、府民と事業者の責務を規定したの？

複雑多様化する人権課題への対応や国際都市にふさわしい環境整備をはかるため、その担い手である府民や事業者の皆さんの理解と協力が必要になっています。

Q 2

これからどうしたらいいの？

府民や事業者の皆さんには、これまでも、人権尊重の社会づくりに理解と協力をいただけてきましたが、人権をめぐる状況の変化を踏まえ、一層の理解と協力をお願いいたします。



大阪府広報担当副知事
「もずやん」

ここが大切！～府民・事業者の責務を規定しました～

府民の皆さんへの お願い (第3条)	府民の皆さんには、この条例をきっかけにして、人権尊重の社会づくりについて理解を深めていただくとともに、大阪府の様々な人権尊重のための取組みにご協力いただきますようお願いいたします。
事業者の皆さんへの お願い (第4条)	事業者の皆さんには、上記に加えて、事業活動を行うに当たり、人権尊重のための取組の推進にご協力いただきますようお願いいたします。